

6次産業化とやまの魅力発信事業実施要領

第1 目的

農林水産業は、製品の価格の低迷や従事者の減少等により厳しい環境にあることから、農林漁業者が、生産だけでなく加工や販売も一体的に行う6次産業化の取組みを進め、付加価値と収益性を高めていくことが重要となっており、農林漁業者が行う、6次産業化に向けた取組みに対し支援する。

第2 支援対象事業の内容等

1 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般事業

自ら生産する農林水産物を活用した新たな商品・サービスの企画設計や研究開発、加工機材整備その他6次産業化の推進に必要な事業

(2) 医福食農連携事業

医福食農連携による健康や福祉の増進につながる商品・サービスの開発に必要な事業（高い機能性を有する食品の開発、薬用作物の利用及び生産の拡大、介護食品の開発・製造・販売等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組み）

(3) 農観連携事業

農観連携による観光需要の獲得に向けた商品、サービスの開発に必要な事業（農林漁業者と観光業者の連携による地域の農林水産物を活用した新たな商品の共同開発、体験農園・農家レストランの整備、観光業者の広報ツールを活用したPR活動等の取組み）

2 事業実施主体

(1) 一般事業及び(2) 医福食農連携事業

6次産業化に取り組む農林漁業者（個人〔認定農業者及び認定新規就農者〕又は団体）

(3) 農観連携事業

農林漁業者（個人〔認定農業者及び認定新規就農者〕又は団体）と観光業者との連携事業体

※ 認定農業者、認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて認定された農業者です。

※ 団体については、法人格の有無を問いません。

3 採択要件

次の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 事業実施主体が、6次産業化に関する「事業目標」を自ら定め、その目標の達成に向け実施する取組みであること

- (2) この事業の取組みにより、次のいずれか高度な目標の達成が見込まれること
- ア 経営全体の売上高が、4年後には10パーセント以上アップすること
 - イ 新たな部門の売上高が、4年後には500万円以上になること
- (3) 事業の実施にあたり農林漁業に従事する者が3名以上いること

第3 事業の実施

- 1 この事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 知事は、1の承認を行うにあたり、あらかじめ農林漁業や販売等の関係者からなる検討会を開催し、採否についての意見を聞くものとする。

第4 事業の推進

県農林振興センターは、この事業の効果的な実施を図るため、技術及び経営等に関する助言等を行うものとする。

第5 助成

県は、第3の1により事業実施計画の承認を受けた事業実施主体が行う6次産業化とやまの魅力発信事業に要する経費について、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 報告

この事業を実施した事業実施主体は、事業完了後の翌年度から起算して4年間、毎年度4月末日までに、事業実施状況報告書（様式第2号）を作成し、知事に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領により実施し、引き続き本要領のもとで継続実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。